

## (仮称) 北海道障害のある人の権利の擁護に関する条例目次(素案)

### 前文

#### 第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (定義) 1 障害の定義 (範囲) 2 差別の定義 (合理的配慮)

第3条 (基本理念)

第4条 (障害を理由とした権利侵害の禁止)

第5条 (自己決定権と選択権)

第6条 (道の責務)

第7条 (道と市町村との連携)

第8条 (事業者等の責務)

第9条 (道民の責務)

第10条 (意識の向上と啓発)

第11条 (障壁の解消)

第12条 (障害のある女性)

第13条 (障害のある子ども)

第14条 (財政上の措置)

#### 第2章 障害のある人の権利擁護と暮らしやすい北海道づくりの推進に関する基本的施策

第1節 基本計画

第2節 虐待の防止

第3節 まちづくり、移動及び交通手段

第4節 情報保障

第5節 リハビリテーションと医療

第6節 自立した地域生活

第7節 住宅

第8節 教育

第9節 労働

第10節 政治的及び公的活動への参加

第11節 文化的、レクリエーション、余暇活動及びスポーツへの参加

第12節 推進会議 (支援機関) の設置

第13節 表彰と優遇・推進措置

第14節 調査研究

#### 第3章 権利侵害の事案の解決と救済

- ・ 調整機関の設置と財産管理制度の創設
- ・ 相談、通報及び立入調査
- ・ 助言、調整、是正勧告

#### 第4章 罰則

- ・ 公表及び損害賠償
- ・ 立証責任の配分
- ・ 裁判所

#### 第5章 雑則 (評価と見直し規定)

#### 附則